

前回の審議会で回答を保留した事項について

(企業局)

保留事項	回 答
公共事業の結果作成された設計書や図面は、修繕等の管理を行う上で必要な文書になる。これらの文書は移管されるか。	顕著な効果をもたらすなどした事業に関するものであれば移管します。なお、移管の対象にならないものであっても、修繕等の管理に必要な設計書や図面については、少なくとも当該インフラが供用されている期間中は現用文書として保存する取扱いとしています。

(教育委員会)

保留事項	回 答
教職員の人事及びその経緯に関するもののうち、移管する公文書の有無 (別表第 1 付表 1 (5)(ア) (P21))	知事部局の規程案を踏まえ、選任に当たり議会の同意を要する職に関する公文書があれば移管の対象になると考えていますが、教育委員会には対象の職員はおりませんので、前回審議会時の案から変更なしとします。
教育長の事務引継に関する公文書の取扱いの明示 (別表第 1 付表 1 (7)キ (P24))	他の実施機関の規程案を踏まえ、教育長の事務引継に関する公文書について新たに区分を設け、保存期間を 30 年とし、保存期間満了後に移管することとします。

(人事委員会)

保留事項	回 答
人事委員会委員長の事務引継書について	人事委員会は合議体の機関で委員長は委員の互選により選任されており、事務引継書は作成していないが、今後作成することがあれば知事部局の例により移管します。